…国体を前にこれでよいか…

待望の第十五回国体は、目前に迫つて、県民あげてその準備に大童というところですが県外から、多数の選手や、観光客等を迎え、人と車が急増し、今でも道路から溢れようとしている交通量が、さらに一層混乱しないかと心配しています。

国体をむかえて、県下の交通事情を、もう一度反省してみましょう。

☆交通事故は日毎に激増

昭和三十四年中に発生した県下の交通事故は、件数二、三〇九件死者一二六人、負傷者二、二九七人で一昨年の昭和三十三年と比較して、件数が一二二件(五、五七%)の増加、死者七人負傷者一九八人がそれぞれ増加しています。

今年も一月から七月までに、一、四三一件の交通事故が発生して死者六七人、負傷者一、四九七人を出しています。

昨年の同期と比較して、死者は六人の減少ですが、件数では一六四件の増加(一二、九四%)、傷者は二九一人の増加となつており、その増加率は今後一層の撥車がかけられる情勢です。

正しい交通のくまもと、安心して車に乗れる、歩ける、くまもとにするため、わたくし達はどんなことに注意したらよいでしようか。

☆道路には乗物を放置しないように

皆さんが道路を歩いて気付かれることは、熊本ほど車道や歩道に。自動車、単車、自転車その他のものを放置しているところはないということです。

歩道とは全く名ばかりで、全く通行できないよう占領されており、自動車修理工場や、自転車店の前などは、まるで道路が工場のようになつています。商店でも、歩道はまるで店舗となつています

はたしてこれでよいのでしようか。歩道は完全に歩けるようにしましよう。

また道路に屋台などを、まるで〝交通止〟をしたように、歩道いつぱいに出しているものがありますが、道路を使用する場合は警察署長の許可を受けなければなりません。道路に勝手に屋台や露店などを出さないようにしましよう。

☆安全運転と除行

安全運転ということは、交通法規をよく守つて安全な速度で運転することです。みんなが正しく、交通法規を守っておれば交通事故は起りません。

交通事故のなかで最も多いのは、スピードの出し過ぎによる事故です。注意と徐行で安全運転をして下さい。そうして一件でも事故を少くすることに努めましよう。

国体のため来県される多くの人々に交通事故で怪我をさせないよう守つてやらなければなりません。安全運転に心掛けて下さい。

☆道路は正しく歩こう

交通事故の原因は、自動車や原付車の方に主としてその責任がありますが、時には、歩行者にも責任があります。

道路は正しく右側や歩道を歩きましよう。歩行者の不注意によつて交通事故をおこさないようにして下さい。

最近、子供の路上飛び出しによる事故が多くおこっています。国体で交通が更にふくそうするので、危険は益々増大して来ます。正しい歩行で事故を防止するようお願いします。

☆やろうと思えばできる

交通関係法規はけつして無理な注文はしていません。運転者や歩行者の一寸した心掛で、必ずできることです。例えば、離合するとき一寸スピードを落すとか、歩行者は正しく横断歩道をわたるとかそのことです。

また、商店の経営者が少し遠慮し、商品などを引込めてくれれば、歩道は楽に歩けるようになります。

お互が、交通道徳を守り、スムーズに交通が流れるように、県民全体が努力しましよう。そして国体のお客さん方に気持ちのよい熊本を楽しんで貰いましよう。

(県警本部)

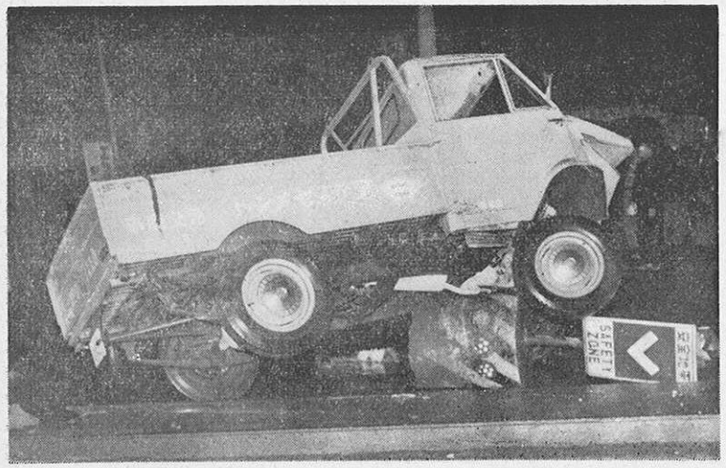

△安全地帯に衝突したオート三輪車▽

10月1日は国勢調査

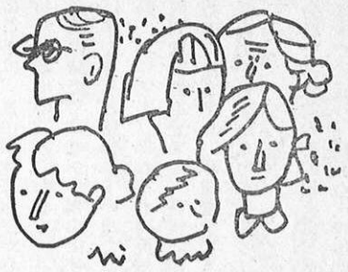

▽十月一日午前零時現在で、国勢調査が行われます。これは、統計法の定めによつて行われる国の基礎的な調査で、全国の人口の状況を調べ、政治や行政のための基礎資料となる統計を作るために行うものです。

調査の範囲

▽範囲は日本全国にわたり、国内にふだん住んでいる人全部について行われます。

調べることがら

(1) 氏名
(2) 世帯主と続柄
(3) 男女の別
(4) 出生の年月日
(5) 国籍
(6) 一年前の常住地
(7) 教育
(8) 配偶の関係
(9) 出産力に関する事項

▽以上が世帯主の方たちに直接書いて頂く項目です。(1)から(5)までの事項は各回の調査の基本的なことがらです。(6)は従来行われていた出生地調査に代り、人口の移動状況を把握するため今度新しく調査されることになつたものです。

(7)は日本国民の教育水準や教育と職業の関連をみるのが狙いで、戦後採り入れられたものです。(9)は既婚婦人の出産力を把握し、将来の日本人口を推計するのに役立ちます。

(10) 9月24日から30日までの一週間の就業状態、就業時間、本人がしていた仕事の種類、従業上の地位、従業地又は通学地
(11) 世帯の種類
(12) 住宅の種類
(13) 家計の収入の種類

これらは、調査員が各世帯を訪問し、世帯主又は代表者に答えてもらつて記入する欄です。

(10)は仕事に関する調査であり、(13)は社会保障関係の基礎資料を得るため今回新設されたものです。

調査の方法

▽調査は直接には市町村から出される調査員が行うことになりますが、調査日(十月一日)前、九月二十四日から三十日までの間に、調査員が全世帯を訪問して調査票を配り、必要な欄に記入して頂くよう各世帯の皆さんにお願いすることになつています。

つぎに十月一日から三日までの間に調査員が再訪問して、前に述べたような事柄をお尋ねし、答えて頂く訳です。

申告者の秘密保護

▽調査上知り得たことを他の人に洩らしたり、調査票の写をとつたり、或は税金の資料にしたりすれば罰則に附されます。

これは、各世帯が安心して調査に協力できるよう配慮されている訳です。

結果の公表

▽全世帯の記入を終つた約二千万枚の調査票は、総理府統計局に集められ、今はやりの人口頭脳である電子統計機で機械的に集計されます。

1 全数集計……昭和三十八年七月末日までに都道府県別結果報告書刊行。
(但し、市町村別総人口は昭和三十六年五月末日まで資料を完了、官報で告示)
2 一%抽出集計……昭和三十六年十月末日までに結果報告書刊行。
3 一〇%抽出集計……昭和三十九年三月末日までに結果報告書刊行。

私たちのくらしを……

▽十月一日に行われる国勢調査の結果日本全国の人口の状況をしらべ、政治や行政のため大事な資料となる統計をつくり、国の政治に生かされ、そして私たちの書いた調査票が私たちのくらしを良くしていくことになります。より楽しい生活がすべての国民におよぶよう祈りたいものです。

(統計課)

× ×